

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等整理表

令和3年6月7日

番号	件名	提出 会派	案に対する態度						摘要
			自	民	公	兵	維	共	
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの 実用化等を求める意見書	自	—	○	○	○	○	△	
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める 意見書	自	—	○	○	○	○	△	
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の 充実を求める意見書	民	○	—	○	○	○	△	
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改 正を求める意見書	民	△	—	△	○	△	○	
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置 を求める意見書	公	△	○	—	△	○	○	
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関 する支援の強化を求める意見書	公	△	△	△	△	△	△	
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更 なる支援の充実を求める意見書	兵	○	△	△	—	△	○	
意 8	台湾のCPTPP（環太平洋パートナ ーシップに関する包括的及び先進的な 協定）参加を積極的に支援するよう求 める意見書	維	○	○	△	○	—	×	
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める 意見書	維	×	○	×	×	—	○	
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供 する体制の確保を推進するための医療 法等の一部を改正する法律」（医療改革 関連法）の廃止を求める意見書	共	×	△	×	×	×	—	
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見 書	共	△	○	△	△	○	—	

備考 ○：概ね原案どおり賛成 △：修文のうえ賛成 ×：当該案に反対 —：自会派提案

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	—	
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	—	
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	○	
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	△	適用する法により刑罰が異なるため修文する。
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	△	企業立病院については要請済みのため修文する。
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	コロナの収束時期は不透明のため文言を削除し、期間を定めて延長されるセーフティネット保証4号、危機関連保証と同様にセーフティネット保証5号についても延長する、と修文する。
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	○	
意 8	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	○	
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	×	次の理由から賛同できない。 ・県内の犯罪加害者家族の置かれている現状が不明であることなどから、現時点では理解を得られない。
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共	×	次の理由から賛同できない。 ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確立するため法改正が必要である。 ・附帯決議で、医師の働き方改革や新興感染症対策等について検討を進めることとされている。
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	△	就学支援制度の要件緩和など少しでも支援強化が進むよう、学生支援給付金の効果検証の上で実施を検討するよう修文する。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書

近年では、SNS等を経由して暗号資産（仮想通貨）のICO（Initial Coin offering）や投資案件等を不特定多数の者に対して出資を募り、その出資額に応じて成功報酬を受けるというアフィリエイトビジネス（成功報酬型）が流行している。

アフィリエイト（成功報酬を広告主から得ている人）が紹介する投資案件等は実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件であるというのが実情であり、被害者を自転車操業のような状態に陥らせ、最終的には破綻させるものである。

こうした投資詐欺被害は年々拡大しており、たとえ事件化して何十億円もだまし取った投資詐欺師たちが逮捕に至ったとしても、**適用される法によっては最大三百万の**罰金刑や執行猶予の刑罰に止まっていることが多いことから、事件の抑止力になり得ず、詐欺案件は後を絶たない状況にある。

また、金融商品を取り扱う際に適用される金融商品販売法に、重要事項説明における書面交付義務がないことから、アフィリエイトを取り締まれない実態が続いており、詐欺被害拡大を防ぐ術がないのが現状である。さらに、民事に関して、投資案件等を紹介する販売業者及び仲介業者等に金融商品取引法により、重要事項説明における書面交付義務があるが、金融商品販売法には同様の書面交付義務が不存在となっており、被害者が投資案件に出資する前にリスクを確認し、出資を思いとどまらせる契機とするためにも、販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課す必要があると考える。

よって、国におかれては、増々広がる投資詐欺を防止・抑止するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 刑罰の上限を引き上げるよう、出資法、金融商品取引法等のさらなる厳罰化を図ること。
- 2 販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課し、違反した業者には被害者の受けた元本割れ部分損害について賠償責任を負わせるよう、金融商品販売法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書

令和3年2月17日から開始された新型コロナワクチンの接種については、4月17日からの数限定の高齢者への接種を経て、県内の市町においても高齢者向けワクチンの本格的接種が進められている状況である。

総理からは「7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組む。」との方針が示され、東京、大阪に開設された国の大規模接種センターでの接種が進むとともに、各自治体に対して6月までの高齢者向けのワクチン供給量の全体像が示され、接種計画の前倒しが要請されている。

県内の多くの自治体は接種計画の見直しが迫られており、医療関係者の確保など接種体制の整備について多くの課題を抱えている。

よって、国におかれては、以上の接種現場の実態に鑑み、社会経済活動の本格的な回復に向け、県民の期待が大きい新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種体制の整備のため、以下の事項について迅速に対応することを強く要望する。

記

- 1 大規模接種を実施する場合には、接種を担う人材を更に確保する必要があるため、国立病院機構や労災病院、社会保険病院、学校共済病院、**企業立病院**などに対しても、関係省庁から働きかけ、国においても必要な人材確保の支援を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療従事者派遣事業の取扱いや大規模接種会場の設置費用の取扱いについては、自治体の実情に応じ、柔軟な運用を可能とすること。あわせて地方負担が生じないよう必要に応じた追加策や十分な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、**新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまで**セーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間**及び同様に**セーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということを踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

学生に対する支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が深刻な状況におかれている。

もともと日本は高学費が家計を圧迫し、学費と生活費をまかなうため学生の9割がアルバイトに追われる状況であった。しかし、コロナ直撃で収入が断たれ、生活困窮に陥る学生が広がり、文科省の調査では、コロナ禍の影響と判明している中退者は2024人、休学者は4627人にのぼっているため、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが20年度開始した国の大学等修学支援制度の対象は、低所得世帯の一部に限定されており、広い学生が十分活用できる制度となっていない。また昨年、コロナ禍で実施された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

(10万円(住民税非課税世帯20万円))は、1回のみの実施で、今年度は行われていない。~~これでは、困窮した学生への学業継続を十分補償するものにならない。~~

よって、国におかれては、学生の困窮実態に即し、国の支援を**抜本的に**強化するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)について、世帯年収約380万円未満などの要件を**大幅に緩和し、抜本的に対象者を広げることを図るなど支援を強化すること。**
- 2 昨年度行われた「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』については、**その効果を検証し、今年度もの実施し、支給要件の緩和、支給額引き上げなど対象者拡充と支援強化を行うことについて検討すること。**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	○	
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	○	
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	—	
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	—	
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	○	
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	意 7 と統合すべき（別紙統合案を参照）
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	△	意 6 と統合すべき（別紙統合案を参照）
意 8	台湾の CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	○	
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	○	
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共	△	「廃止」ではなく、当該法律に対する附帯決議の趣旨に沿って、今後具体的な検討及び必要な措置を早急に講じるべきであり、別紙のとおり修文すべき。
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	○	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでセーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということを踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。
- 4 緊急事態宣言の発令を受けた都道府県が、大規模施設等に対して独自に協力要請の上乗せ措置を行った場合の協力金について、負担割合の見直しなど必要な財源を措置すること。【意見書7記2を挿入】

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の **早期施行に向けた検討・措置廃止** を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大で医療の逼迫が広がるなか、消費税を財源とした補助金で病床削減を支援する医療改革関連法が成立した。2021年度は195億円が計上され、削減される病床は単純計算で1万床規模にのぼる。

コロナ危機は、現在の医療体制が、重篤化しても入院できず、命の選別が迫られるほどの脆弱な体制であることを浮き彫りにした。現行の地域医療構想はパンデミックを想定せず、高度急性期・急性期を中心に約20万床も削減する計画になっており、コロナ禍でその役割を大いに発揮した436の公立・公的病院を統廃合しようとするものである。

また、政府はすべての勤務医に年960時間の時間外労働上限を設けるとともに、年1860時間を上限とする特例を認めた。960時間は過労死ライン、1860時間はその2倍にあたり、異常な働き方を合法化し、医師の過労死増加につながるものである。

政府は、将来は供給過剰になるとして医師数を抑制しようとしているが、パンデミックや高齢者増に伴う医療需要は想定せず、労働時間も過労死ラインを前提とするなど実態とかけ離れている。

コロナ禍で奮闘する医療現場から、「使命感だけでは安全は守れない。働き続けられない」と悲痛な声があがっている。感染症ウイルスの発生頻度が高まり、コロナパンデミックでの医療崩壊の現実を踏まえれば、医師・看護師の抜本的な増員、医療提供体制の拡充こそ急務となっている。

よって、国におかれては、**病床数を削減し、医師数を抑制する** 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（医療改革関連法）」 **に対する附帯決議の趣旨に沿って、具体的な検討及び必要な措置を早急に講ずるよう廃止することを** 強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	○	原案のとおり賛同
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	○	原案のとおり賛同
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	○	原案のとおり賛同
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	△	次のとおり修文すべき 投資詐欺の手法でありながら、詐欺事件として立件が難しい実情を踏まえ修正 (配布資料参照)
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	—	
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	意見書7と統合
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	△	意見書6と統合
意 8	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき 台湾だけでなく、アジア太平洋地域の国・地域に広く参加を呼びかけることも追記 (配布資料参照)
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	×	当該案に反対 加害者家族の支援についてはまだ機運が高まっておらず、時期尚早と考えられるため、意見書には賛同できない
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共	×	当該案に反対 法案の廃止を求めることには賛同できない
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき 県の国に対する緊急提言の内容を踏まえ修正 (配布資料参照)

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

投資詐欺 **案件と考えられる**被害を防止・抑止するための
立法改正を求める意見書

近年では、SNS等を経由して暗号資産（仮想通貨）のICO（Initial Coin offering）や投資案件等を不特定多数の者に対して出資を募り、その出資額に応じて成功報酬を受けるというアフィリエイトビジネス（成功報酬型）が流行している。

アフィリエイト（成功報酬を広告主から得ている人）が紹介する投資案件等 **の中には、**実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件 **と考えられるものがある。であるというのが実情であり、被害者を自転車操業のような状態に陥らせ、最終的には破綻させるものである。**

こうした投資詐欺 **案件と考えられる被害が生じているにもかかわらず、国においても被害の防止・抑止のための議論は殆どなされていないのが現状である。被害は年々拡大しており、たとえ事件化して何十億円もだまし取った投資詐欺師たちが逮捕に至ったとしても、最大三百万の罰金刑や執行猶予の刑罰に止まっていることが多いことから、事件の抑止力になり得ず、詐欺案件は後を絶たない状況にある。**

また、金融商品を取り扱う際に適用される金融商品販売法に、重要事項説明における書面交付義務がないことから、**悪質な**アフィリエイトを取り締まらない実態が続いており、詐欺被害 **案件と考えられる被害**拡大を防ぐ術がないのが現状である。さらに、民事に関して、投資案件等を紹介する販売業者及び仲介業者等に金融商品取引法により、重要事項説明における書面交付義務があるが、金融商品販売法には同様の書面交付義務が不存在となっており、被害者が投資案件に出資する前にリスクを確認し、出資を思いとどまらせる契機とするためにも、販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課す必要があると考える。

よって、国におかれては、**増々拡がる**投資詐欺 **案件と考えられる被害**を防止・抑止するため、**販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課すよう、下記事項に取り組みられるよう**強く要望する。

記

1 刑罰の上限を引き上げるよう、出資法、金融商品取引法等のさらなる厳罰化を図ること。

~~2 販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課し、違反した業者には被害者の受けた元本割れ部分損害について賠償責任を負わせるよう、金融商品販売法を改正すること。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでセーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということを踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。また、緊急事態宣言等解除後に都道府県が独自に取り組む時短営業等の協力要請についても対象とし、必要な財源を措置すること。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。
- 4 緊急事態宣言の発令を受けた都道府県が、大規模施設等に対して独自に協力要請の上乗せ措置を行った場合の協力金について、負担割合の見直しなど必要な財源を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書

2017年11月、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の参加11か国は、離脱したアメリカを除く形で協定発効に大筋合意し、その名称をTPPからCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）へ変更して、環太平洋地域の将来へ新たな一步を踏み出した。

一方、アジア地域経済を見たときに、**今回参加していない国・地域についても参加を呼びかけ、拡大させることは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、地域の経済に好循環を生む出すものである。そのような国・地域の1つが台湾である。**

2019年の日台双方の貿易総額は600億ドルに達し、日本にとって台湾は第4位の輸出市場、第6位の輸入先となっており、人的往来は600万人を超え、日台は戦略的な協力関係を築くとともに、多くの日本企業が台湾で研究センターを立ち上げるなど、日本の先端技術と台湾の製造技術との連携により重要な貿易パートナーとなっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地政学的リスクによるグローバルサプライチェーンへの影響を踏まえ、日米欧と台湾との窓口機関で、その再編に向けた協力強化の方向性が確認されたところである。

しかしながら、現在このように我が国と信頼及び経済で結ばれた大変重要なパートナーである台湾が、APEC（アジア太平洋経済協力）のメンバー、かつWTOの加盟国というCPTPP加入を申請する条件を満たしながらCPTPPに参加できていない。これは環太平洋地域にとり大きな損失である。さらには、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたとき、これは**日本と台湾の経済連携と相互発展を妨げるものであると危惧する。**

台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において、日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要、かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つ。

よって、国におかれては、台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

学生に対する支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が深刻な状況におかれている。

もともと日本は高学費が家計を圧迫し、学費と生活費をまかなうため**多くの**学生がアルバイトに追われる状況であった。しかし、コロナ直撃で収入が断たれ、生活困窮に陥る学生が広がり、文科省の調査では、**2020年度に**コロナ禍の影響と判明している中退者は2024人、休学者は4627人にのぼっているため、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが20年度開始した国の大学等修学支援制度の対象は、低所得世帯の一部に限定されており、広い学生が十分活用できる制度となっていない。また昨年、コロナ禍で実施された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（10万円（住民税非課税世帯20万円））は、1回のみの実施で、今年度は行われていない。

よって、国におかれては、学生の困窮実態に即して、**支援を行う必要があることから、**下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件を緩和**すること。**
- 2 昨年度行われた「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』については、今年度も実施**すること。**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自民党兵庫】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	○	
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	○	
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	○	
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	○	
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	△	次のとおり修正すべき。 企業立病院については、要請済みであるため 修文。
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	次のとおり修正すべき。 セーフティネット保証4号、危機関連保証の 指定期間は延長されることから修文。
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	—	
意 8	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	○	
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	×	次の理由から賛同できない賛同できない。 現状が不明であることや機運も醸成されてお らず、犯罪被害者への配慮を優先すべき。
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共	×	次の理由から賛同できない。 当該法律は医師の働き方改革、各医療関係職 種の専門性の活用等を推進するもので、適切 な医療提供体制を確保するために必要。
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき 学生支援緊急給付金の継続・拡充については、 効果検証を行ったうえで判断すべきであるた め修文。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書

令和3年2月17日から開始された新型コロナワクチンの接種については、4月17日からの数限定の高齢者への接種を経て、県内の市町においても高齢者向けワクチンの本格的接種が進められている状況である。

総理からは「7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組む。」との方針が示され、東京、大阪に開設された国の大規模接種センターでの接種が進むとともに、各自治体に対して6月までの高齢者向けのワクチン供給量の全体像が示され、接種計画の前倒しが要請されている。

県内の多くの自治体は接種計画の見直しが迫られており、医療関係者の確保など接種体制の整備について多くの課題を抱えている。

よって、国におかれては、以上の接種現場の実態に鑑み、社会経済活動の本格的な回復に向け、県民の期待が大きい新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種体制の整備のため、以下の事項について迅速に対応することを強く要望する。

記

- 1 大規模接種を実施する場合には、接種を担う人材を更に確保する必要があるため、国立病院機構や労災病院、社会保険病院、学校共済病院、**企業立病院**などに対しても、関係省庁から働きかけ、国においても必要な人材確保の支援を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療従事者派遣事業の取扱いや大規模接種会場の設置費用の取扱いについては、自治体の実情に応じ、柔軟な運用を可能とすること。あわせて地方負担が生じないよう必要に応じた追加策や十分な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命と暮らしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルスの影響が収束するまで~~セーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及び~~セーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということ踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

学生に対する支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が深刻な状況におかれている。

もともと日本は高学費が家計を圧迫し、学費と生活費をまかなうため学生の9割がアルバイトに追われる状況であった。しかし、コロナ直撃で収入が断たれ、生活困窮に陥る学生が広がり、文科省の調査では、コロナ禍の影響と判明している中退者は2024人、休学者は4627人にのぼっているため、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが20年度開始した国の大学等修学支援制度の対象は、低所得世帯の一部に限定されており、広い学生が十分活用できる制度となっていない。また昨年、コロナ禍で実施された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（10万円（住民税非課税世帯20万円））は、1回のみの実施で、今年度は行われていない。これでは、困窮した学生への学業継続を十分補償するものにならない。

よって、国におかれては、学生の困窮実態に即し、国の支援を抜本的に強化するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件を大幅に緩和し、抜本的に対象者を広げること。

~~2 昨年度行われた「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』については、今年度も実施し、支給要件の緩和、支給額引き上げなど対象者拡充と支援強化を行うこと。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	○	
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	○	
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	○	
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	△	アフィリエイターにも様々な形態があり、これをひとくくりに販売事業者と規定し重要事項交付義務を課すことは困難であると思われるため、金融商品販売法の販売及び仲介した者に交付義務を課すよう修文する。
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	○	
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	意 7 と統合のうえ修文 (修文案は別紙)
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	△	意 6 と統合のうえ修文 (修文案は別紙)
意 8	台湾の CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) 参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	—	
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	—	
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(医療改革関連法) の廃止を求める意見書	共	×	本法律は、感染症対策医療計画の充実を図るために必要な法律であるため。
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	○	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書

近年では、SNS等を経由して暗号資産（仮想通貨）のICO（Initial Coin offering）や投資案件等を不特定多数の者に対して出資を募り、その出資額に応じて成功報酬を受けるというアフィリエイトビジネス（成功報酬型）が流行している。

このような投資案件等は実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件であるというのが実情であり、自転車操業スキームに出資を募り、その後に案件自体を破綻させ出資者に被害をこうむらせるものである。

~~アフィリエイト（成功報酬を広告主から得ている人）が紹介する投資案件等は実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件であるというのが実情であり、被害者を自転車操業のような状態に陥らせ、最終的には破綻させるものである。~~

こうした投資詐欺被害は年々拡大しており、たとえ事件化して何十億円もだまし取った投資詐欺師たちが逮捕に至ったとしても、最大三百万の罰金刑や執行猶予の刑罰に止まっていることが多いことから、事件の抑止力になり得ず、詐欺案件は後を絶たない状況にある。

また、金融商品を取り扱う際に適用される金融商品販売法に、重要事項説明における書面交付義務がないことから、金融商品（ポンジスキームなどの詐欺的金融商品）の成果報酬型広告に携わる者を取り締まれない実態が続いている。~~アフィリエイトを取り締まれない実態が続いており、詐欺被害拡大を防ぐ術がないのが現状である。さらに、~~民事に関して、投資案件等を紹介する販売業者及び仲介業者等に金融商品取引法により、重要事項説明における書面交付義務があるが、金融商品販売法には同様の書面交付義務が不存在となっており、被害者が投資案件に出資する前にリスクを確認し、出資を思いとどませる契機とするためにも、販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課す必要があると考える。

よって、国におかれては、増々広がる投資詐欺を防止・抑止するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 刑罰の上限を引き上げるよう、出資法、金融商品取引法等のさらなる厳罰化を図ること。
- 2 販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課し、違反した業者には被害者の受けた元本割れ部分損害について賠償責任を負わせるよう、金融商品販売法を改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでセーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということ踏まえ、**本年4月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のために実施された月次支援金について、緊急事態宣言等解除後に都道府県が独自に取り組む時短営業等の協力要請についても対象とし、必要な財源を措置すること。また、影響が長引く場合は、売上減少割合等の要件を緩和すること。今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。**
- 3 **雇用調整助成金の特例措置を8月以降も継続すること。また、要件・上限額・助成率等を維持し、縮減を行わないこと。**
- 4 **緊急事態宣言の発令を受けた都道府県が、大規模施設等に対して独自に協力要請の上乗せ措置を行った場合の協力金について、負担割合の見直しなど必要な財源を措置すること。**

雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間

~~短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 354 回(令和3年6月)定例会
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自	△	大学への支援についての記述を補足。修文は別紙。
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自	△	再就職を促進する上で、労働環境の改善も必要である趣旨を補足。修文は別紙。
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	民	△	補助率の引き上げなど、必要な補足修文。
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	民	○	
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公	○	
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公	△	若干の修文。(別紙)
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	兵	○	
意 8	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維	×	CPTPPは、関税の原則撤廃や投資の自由化、規制緩和を押し付け、経済主権や食料主権を侵害するものであり、台湾の参加を促すことは認められない。また「一つの中国」という国際法の枠組みを堅持するという立場から、台湾の参加を積極的に支援するという意見書には、賛同できない。
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維	○	
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共	—	
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共	—	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自由民主党)

国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書

今、新型コロナウイルスのワクチン接種が順次行われているが、引き続きワクチンの十分な量の確保と早期のワクチン接種が重要である。

現在国内で接種しているワクチンは欧米で開発されたもので、供給量は十分ではなく途上国を中心に不足している状況にある。一方、国内でも複数の企業でワクチン開発に取り組んでいるが、大規模な臨床試験の実施が困難であることや既に有効なワクチン接種が開始されていることから、実用化への道は、まだ遠い状況である。

しかしながら、感染症対策を国家の危機管理に位置づけ、被害の最小化と早期収束を主体的に進めるには、ワクチンの国産化を何としても成し遂げなければならない。同時に今後新たなウイルス出現の可能性もあり、日頃からのワクチンに対する基礎研究をさらに強化する必要がある。

よって、国におかれては、国民の生命と健康を守るため下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 安心安全な国産ワクチンの開発に対して、さらなる人的・物的支援を行い、実用化に向けた取り組みを強力に進めること。
- 2 新たな感染症に関する基礎研究を進めるため、**大学への経常費補助や運営費交付金の増額**、企業や大学の研究機関に対して日頃から積極的かつ継続的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書

看護職員は恒常的な人手不足の状態であることに加え、さらなる高齢社会の進展に対応するため、国を挙げて看護職員の確保対策が行われてきたが、有効求人倍率は2倍を大きく超える状況が続いている。また、このたびのコロナ禍では、新たなコロナ対応病床の確保やスピーディーなワクチン接種に向け、改めて看護職員の確保が極めて重要な状況になっている。

看護職員の確保を図るため、平成27年から離職者は連絡先をナースセンターに届け出ることになっている。しかしながら約71万人と言われる潜在看護職員のうち届け出ているのは13万人程度と2割にも達していない。さらに届出があっても連絡がつかなくなっているという実態もある。

また、潜在看護職員には復職に当たって日々進歩する技術や知識等に対する不安もあり、やりがいを感じつつも再就職をためらう傾向も多く見られる。再就職の支援として、その不安解消に向けた研修・相談事業が行われているが、幅広く受講・利用してもらうことで、普段から復職しやすい環境整備をさらに推進する必要がある。

加えて、退職経験のある看護師に退職理由を尋ねた厚生労働省の調査では、結婚・出産に続き、「超過勤務が多い」「休暇が取りにくい」「賃金が安い」など労働環境があげられている。

これらの課題への対策を進めることが、コロナ対応病床やワクチン接種体制の確保、また南海トラフ地震等の大規模災害時に即応可能な医療提供体制確保にもつながると考えられる。

よって、国におかれては、離職等で看護職に従事していない方に対して定期的に届出を求めるなど実効性のある看護職員の届出制度とするとともに、看護技術と医療知識の研修や相談等の支援を幅広く行うこと、また、労働環境の改善など、潜在看護職員の再就職を促進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。子どもたちが学校内で熱中症になる事例も多く、2018年には文部科学省から都道府県教育委員会に対し、必要に応じて夏休みの延長や臨時休業日の検討を求める通知が出された。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、子どもたちが長時間を過ごす学校内においてもこまめな換気や温度調節が求められており、特別教室を含む空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

学校施設は、子どもたちが長時間過ごす場であると同時に、災害時の地域の避難所ともなる重要な施設である。また、文部科学省の調査でも、空調設置やトイレ改修後 **のに** 教育環境の向上が見られるとの結果が出ており、学校施設の整備は今や必要不可欠である。2020年9月現在の小中学校への空調設備の設置率は、普通教室では92.8%となり相当程度進んでいるが、特別教室は55.5%、体育館においては5.3%と非常に低くなっている。**兵庫県は、普通教室では100%であるものの、特別教室では68.8%、体育館では3.9%にとどまっている。**

文部科学省は、空調整備を含む大規模改造事業の補助率を3分の1としているが、補助率の低さからも設置が進まないのが現状である。

よって、国におかれては、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう耐震化、老朽化対策、防災対策等と同時に、**希望する** すべての学校において空調設備等の整備 **が進むように補助率を引き上げることをはじめ、支援強化を行うよう** 強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでセーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということを踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を **30% 減まで** 緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。